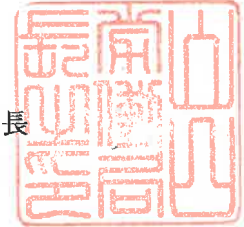




山口労発基 0405 第 4 号  
令和 4 年 4 月 5 日

一般社団法人 山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長



### 山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査業務の停止について

平素より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第 38 条第 1 項の規定により、特別特定機械等（ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。））を製造し、若しくは輸入した者、厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録製造時等検査機関、以下「登録機関」という。）の検査（製造時等検査）を受けなければなりません。

一方、労働安全衛生法第 53 条の 2 第 1 項の規定により、登録機関として登録を受ける者がいないとき、登録機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、都道府県労働局長は、製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができるとされています。

この制度が施行された平成 24 年度から現在に至るまで、登録機関の検査実施体制が十分でないことと等の理由から、山口労働局を含む一部の都道府県労働局は検査の全部又は一部を自ら行っていましたが、今般、県内における登録機関の検査実施体制が確保されたことから、令和 4 年 3 月 18 日付けで厚生労働省告示第 73 号が発出され、山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査の業務を停止することとなりましたので、お知らせします。

つきましては、業務御多忙とは存じますが、傘下会員等に別紙（当局ホームページにも掲載。）について御案内いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、事業場に直接関係する製造時等検査は、第一種圧力容器を輸入したとき、構造検査又は使用検査を受けた後一定期間設置されなかった第一種圧力容器を設置しようとするとき、使用を廃止した第一種圧力容器を再び設置又は使用しようとするとき、性能検査を受検せず検査証の有効期間が切れ一定期間を経過したものを使用しようとするときの「使用検査」が対象となります。



山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査業務を停止します。

労働安全衛生法の規定により、特別特定機械等※を製造し、若しくは輸入した者、厚生労働省令で定める期間設置されなかったものを設置しようとする者又は使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録製造時等検査機関。以下、登録機関。）の検査（製造時等検査）を受けなければなりません。

ただし、登録機関として登録を受ける者がいないとき、登録機関が天災その他の事由により製造時等検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、都道府県労働局長は、製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができることとなっています。

この制度が施行された平成24年度から現在に至るまで、登録機関の検査実施体制が十分でないこと等の理由から、山口労働局を含む一部の都道府県労働局は検査業務の全部又は一部を自ら行っていましたが、今般、県内における登録機関の検査実施体制が確保されたことから、山口労働局における第一種圧力容器の製造時等検査の業務を停止することとなりましたのでお知らせします。

- 1 停止期日 令和5年1月1日
- 2 対象特別特定機械 第一種圧力容器
- 3 停止する製造時等検査 溶接検査、構造検査、使用検査
- 4 登録機関 一般社団法人日本ボイラ協会 中四国検査事務所  
広島市中区鉄砲町7-8 NEXTビル3F  
電話 082-221-8478 FAX 082-223-8653  
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 山口事務所  
山口市小郡高砂町3-26 ナガオビル301  
電話 083-973-3321 FAX 083-973-3191

5 その他

- (1) 停止期日以降は、山口労働局では第一種圧力容器の製造時等検査申請は受理できません。
- (2) 停止期日前に山口労働局で受理した申請については、停止期日以降も完結するまで検査の業務を実施します。
- (3) 停止期日前であっても、登録機関で製造時等検査申請を受付けています。停止期日以降の円滑な業務移行のため、登録機関への申請もご検討ください。
- (4) 停止期日以降も山口労働局で引続き行う業務
  - ① ボイラーの製造時等検査の業務
  - ② 製造許可に係る業務（製造及び検査のための設備の変更報告を含む。）
  - ③ 圧力容器構造規格に定める都道府県労働局長の認定の業務
  - ④ ボイラー及び圧力容器等安全規則、圧力容器構造規格の解釈・疑義照会等の業務

※特別特定機械とは、ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）をいう。

問合せ先：山口労働局労働基準部健康安全課  
山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎6階  
電話 083-995-0373 FAX083-995-0376